

【中間検査についてのお知らせ】

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター

Tel 024-573-0118 Fax 024-573-0160

■中間検査対象建築物（福島県各建設事務所管内、福島市、郡山市、いわき市に建築されるもの）

| | 建築物の構造等 | 建築物の用途 | 建築物の規模 | 工法 | 検査時期 |
|---|---------------------------------|--------------------|-----------------------------------|-------------|--|
| 1 | 木造（一部木造を含む） | 一戸建ての住宅 長屋・共同住宅 | 延べ面積が 100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの | 軸組工法 | ・屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事 |
| 2 | 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 | 法別表第 1（い）欄に掲げる用途 | 延べ面積が 500㎡を超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの | RC造 SRC造 | ・基礎の配筋工事 ・2 階の床版の配筋工事 ・地上部分の階数を 2 で除した数値（その数値に一未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数値）に 1 を加えた階の床版の配筋工事 |
| | | | | S造 | ・基礎の配筋工事 ・柱及び梁の本接合ボルトの締付け工事 |
| 3 | 法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号 | 共同住宅 | 階数が 3 以上（*2） | （*1） | ・2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 |

（*1） 床及び梁の両方に配筋がある場合が対象となります。従って梁が鉄骨造の場合は原則として対象外となります。

（*2） 階数には地下を含みます。

●申請の方法

中間検査対象となっている建築物は、以下の申請書等により上表の検査時期の 1 週間前までに申請して下さい。

- 1 中間検査申請書第一面～第四面（1 部提出）
- 2 福島県建築基準法施行細則第 5 条の 2 に掲げる書類
- 3 確認申請書の副本（他機関で確認申請をされた場合）
- 4 屋根の小屋組終了時、構造耐力上主要な軸組等若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋工事終了時の写真（特例有りの場合）
- 5 軽微な変更説明書（軽微な変更がある場合）

※1 検査時間は前日までにお知らせしますので、当日工事監督者は、検査立ち会いをお願いします。

※2 当センターが推奨する別紙【木造・2 階軸組み工法】中間検査チェックシートを活用し、事前の監督者確認をお願いします。

●中間検査内容

木造住宅等の中間検査は以下の内容となります。

- 1 特定工程部分の法適合性確認（構造関係）
 - ・軸組、耐力壁、継手、仕口金物等が図書通りに施工されているか検査します。
- 2 特定工程に関わる前工程部分の法適合性確認（構造関係）
 - ・基礎配筋等の隠蔽部分がある場合は写真にて審査します。
- 3 1,2 以外の部分の法適合性確認（敷地及び意匠関係の建築物に関する法適合性）
 - ・集団規定（道路幅員、建築物の離隔距離等）が申請図書通りに施工されているか検査します。

●適用除外

次の 1 から 5 までに掲げる建築物のいずれかに該当するものは、中間検査を行う建築物から除かれています。

- 1 法第 18 条第 2 項の規定による通知に係る建築物
- 2 市町村が建築主である建築物
- 3 国又は地方公共団体が工事監督を行っている建築物
- 4 枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組工法による建築物
- 5 木造建築物のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

●中間検査を行う時期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで